

令和5年9月定例会
(2023年)

議案書③

9月5日提出

【条例】

市議案第 80 号

豊中市旅館業法施行条例等の一部を改正する条例
の設定について

豊中市旅館業法施行条例等の一部を改正する条例を次のよう
に設定するものとする。

令和 5 年（2023 年）9 月 5 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

旅館業法等の改正に伴い、事業を譲り受けた場合の営業許可等に係る手数料に関する規定を削除するとともに、旅館業を譲渡する場合の事業譲渡及び譲受けの承認に係る手数料の新設その他所要の規定を改正するため、提案するものである。

(現 行)		(改 正 後)	
法第3条の3第1項の承認を受けようとする者	(省 略)	法第3条の4第1項の承認を受けようとする者	(省 略)
2・3 (省 略)		2・3 (省 略)	

(豊中市食品衛生法施行条例の一部改正)

第2条 豊中市食品衛生法施行条例(平成23年豊中市条例第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
別表 表の部分 (省 略) <u>備考 許可業者から当該営業を譲り受けた場合であって、当該施設の構造及び設備に変更がないときの手数料の金額は、当該営業に係る許可の更新の金額とする。</u>	別表 表の部分 (省 略)

(豊中市理容師法施行条例の一部改正)

第3条 豊中市理容師法施行条例(平成24年豊中市条例第77号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)								
(手数料) 第9条 次の表の左欄に掲げる者は、同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。	(手数料) 第9条 次の表の左欄に掲げる者は、同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第11条の2の検査を受けようとする</td> <td>1件につき 16,000円(理容所)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	法第11条の2の検査を受けようとする	1件につき 16,000円(理容所)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第11条の2の検査を受けようとする</td> <td>1件につき 16,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	法第11条の2の検査を受けようとする	1件につき 16,000円
区分	金額								
法第11条の2の検査を受けようとする	1件につき 16,000円(理容所)								
区分	金額								
法第11条の2の検査を受けようとする	1件につき 16,000円								

(現 行)	(改 正 後)								
<p>(経営の許可)</p> <p>第3条 法第2条第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を市長に提出しなければならない。<u>ただし、興行場営業を営む者(以下「営業者」という。)</u>が興行場営業を譲渡したときは、<u>当該興行場営業を譲り受けた者は、第3号及び第5号に掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。</u></p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p><u>(4) この項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該興行場営業を譲り受けたことを証する旨</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める事項</u></p> <p>2 前項の書面には、次に掲げる書類を添付しなければならない。<u>ただし、営業者が当該興行場営業を譲渡したときは、当該興行場営業を譲り受けた者は、興行場の構造設備に変更がない場合に限り、第2号に掲げる書類の添付を省略することができる。</u></p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>(手数料)</p> <p>第14条 次の表の左欄に掲げる者は、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">区分</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第2条第1項の常設の場合 許可を受けようと する者</td> <td>1件につき 18,200円(営業者 から当該興行場営業を譲り受けた場 合であつて、当該興行場の構造設備に 変更がないときにあつては、13,5</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	法第2条第1項の常設の場合 許可を受けようと する者	1件につき 18,200円(営業者 から当該興行場営業を譲り受けた場 合であつて、当該興行場の構造設備に 変更がないときにあつては、13,5	<p>(経営の許可)</p> <p>第3条 法第2条第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、市規則で定める事項</u></p> <p>2 前項の書面には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>(手数料)</p> <p>第14条 次の表の左欄に掲げる者は、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">区分</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第2条第1項の常設の場合 許可を受けようと する者</td> <td>1件につき 18,200円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	法第2条第1項の常設の場合 許可を受けようと する者	1件につき 18,200円
区分	金額								
法第2条第1項の常設の場合 許可を受けようと する者	1件につき 18,200円(営業者 から当該興行場営業を譲り受けた場 合であつて、当該興行場の構造設備に 変更がないときにあつては、13,5								
区分	金額								
法第2条第1項の常設の場合 許可を受けようと する者	1件につき 18,200円								

(現 行)			(改 正 後)		
		00円)			
	常設以外の場合	1件につき 8,900円(営業者から当該興行場営業を譲り受けた場合であって、当該興行場の構造設備に変更がないときにあつては、8,700円)		常設以外の場合	1件につき 8,900円
(省 略)			(省 略)		
2・3 (省 略)			2・3 (省 略)		

(豊中市公衆浴場法施行条例の一部改正)

第6条 豊中市公衆浴場法施行条例(平成24年豊中市条例第81号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)		(改 正 後)	
(手数料)		(手数料)	
第6条 次の表の左欄に掲げる者は、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。		第6条 次の表の左欄に掲げる者は、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。	
区分	金額	区分	金額
法第2条第1項の許可を受けようとする者	1件につき 22,000円(営業者から当該浴場業を譲り受けた場合であつて、当該営業施設の構造設備に変更がないときにあつては、16,300円)	法第2条第1項の許可を受けようとする者	1件につき 22,000円
(省 略)		(省 略)	

(現 行)	(改 正 後)
2・3 (省 略)	2・3 (省 略)

(豊中市クリーニング業法施行条例の一部改正)

第7条 豊中市クリーニング業法施行条例（平成24年豊中市条例第83号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)								
(手数料) 第6条 次の表の左欄に掲げる者は、同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。	(手数料) 第6条 次の表の左欄に掲げる者は、同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第5条の2の検査を受けようとする者</td> <td>1件につき 16,000円(クリーニング所の営業者から当該営業を譲り受けた場合であって、当該クリーニング所の構造設備に変更がないときにおいては、12,900円)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	法第5条の2の検査を受けようとする者	1件につき 16,000円(クリーニング所の営業者から当該営業を譲り受けた場合であって、当該クリーニング所の構造設備に変更がないときにおいては、12,900円)	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第5条の2の検査を受けようとする者</td> <td>1件につき 16,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	法第5条の2の検査を受けようとする者	1件につき 16,000円
区分	金額								
法第5条の2の検査を受けようとする者	1件につき 16,000円(クリーニング所の営業者から当該営業を譲り受けた場合であって、当該クリーニング所の構造設備に変更がないときにおいては、12,900円)								
区分	金額								
法第5条の2の検査を受けようとする者	1件につき 16,000円								
2・3 (省 略)	2・3 (省 略)								

附 則

- この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の豊中市旅館業法施行条例第11条、第2条の規定による改正後の豊中市食品衛生法施行条例別表、第3条の規定による改正後の豊中市理容師法施行条例第9条、第4条の規定による改正後の豊中市美容師法施行条例第9条、第5条の規定による改正後の豊中市興行場法施行条例第14条、第6条の規定による改正後の豊中市公衆浴場法施行条例第6条並びに第7条の規定による改正後の豊中市クリーニング業法施行条例第6条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に営業の譲渡があった場合における当該営業を譲り受けた者の許可等に係る手数料について適用し、施行日前に営

業の譲渡があった場合における当該営業を譲り受けた者の許可等に係る手数料については、なお従前の例による。

- 3 第5条の規定による改正後の豊中市興行場法施行条例第3条の規定は、施行日以後に営業の譲渡があった場合における当該営業を譲り受けた者について適用し、施行日以後に営業の譲渡があった場合における当該営業を譲り受けた者に適用し、施行日前に営業の譲渡があった場合における当該営業を譲り受けた者については、なお従前の例による。

市議案第 8 1 号

北部大阪都市計画新千里南町 1 丁目地区地区計画
の区域内における建築物の制限に関する条例及び
北部大阪都市計画新千里西町 2 丁目地区地区計画
の区域内における建築物の制限に関する条例の一
部を改正する条例の設定について

北部大阪都市計画新千里南町 1 丁目地区地区計画の区域内に
おける建築物の制限に関する条例及び北部大阪都市計画新千里
西町 2 丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関す
る条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 5 年（2023 年）9 月 5 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

北部大阪都市計画に係る地区計画の変更に伴い，建築物の用
途の制限に関し，グループホームの建築を可能とするため，提
案するものである。

豊中市条例第 号

北部大阪都市計画新千里南町1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び北部大阪都市計画新千里西町2丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

(北部大阪都市計画新千里南町1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第1条 北部大阪都市計画新千里南町1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成23年豊中市条例第56号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)		(改 正 後)	
別表		別表	
建築制限の事項	新千里南町1丁目地区	建築制限の事項	新千里南町1丁目地区
1 建築物の用途の制限	(1)・(2) (省 略) (3) (省 略) (4) 前3号の建築物に附属するもの(令第130条の5で定めるものを除く。)	1 建築物の用途の制限	(1)・(2) (省 略) <u>(3) 認知症高齢者グループホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設をいう。)</u> 又は障害者グループホーム(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第17項に規定する共同生活援助を行う施設をいう。)で、延べ面積が200平方メートル未満のもの (4) (省 略) (5) 前各号の建築物に附属するもの(令第130条の5で定めるものを除く。)
(省 略)		(省 略)	

(北部大阪都市計画新千里西町2丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第2条 北部大阪都市計画新千里西町2丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成29年豊中市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）		（ 改 正 後 ）	
別表		別表	
建築制限の事項	新千里西町2丁目地区	建築制限の事項	新千里西町2丁目地区
1	建築物の用途の制限	1	建築物の用途の制限
	(1)・(2) (省略)		(1)・(2) (省略)
	(3) 前2号の建築物に附属するもの（令第130条の5で定めるものを除く。）		(3) <u>認知症高齢者グループホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設をいう。）又は障害者グループホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第17項に規定する共同生活援助を行う施設をいう。）で、延べ面積が200平方メートル未満のもの</u>
	(省 略)		(4) <u>前3号の建築物に附属するもの（令第130条の5で定めるものを除く。）</u>
	(省 略)		(省 略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

市議案第 82 号

豊中市風致地区内における建築等の規制に関する

条例の一部を改正する条例の設定について

豊中市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部
を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 5 年（2023 年）9 月 5 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する
基準を定める政令の改正に伴い，所要の規定を改正するため，
提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

豊中市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成16年豊中市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる行為については、前条第1項の許可を受け、又は同条第3項の規定による協議をすることを要しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 道路，鉄道若しくは軌道，国若しくは地方公共団体が行う通信業務，認定電気通信事業若しくは基幹放送の用に供する線路若しくは空中線系，水道若しくは下水道又は電気工作物若しくはガス工作物の設置又は管理に係る行為（自動車専用道路以外の道路，駅，操車場，車庫及び発電の用に供する電気工作物の新設に係るものを除く。）であって，都市の風致の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして市規則で定めるもの</p> <p>(3) (省 略)</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる行為については、前条第1項の許可を受け、又は同条第3項の規定による協議をすることを要しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 道路，鉄道若しくは軌道，国若しくは地方公共団体が行う通信業務，認定電気通信事業若しくは基幹放送の用に供する線路若しくは空中線系，水道若しくは下水道，<u>電気事業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第16号に規定する電気事業をいう。）</u>の用に供する<u>電気工作物又はガス工作物の設置又は管理に係る行為（自動車専用道路以外の道路，駅，操車場，車庫並びに発電用の電気工作物及び発電事業（同項第14号に規定する発電事業をいう。）</u>の用に供する蓄電用の電気工作物の新設に係るものを除く。）であって，都市の風致の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして市規則で定めるもの</p> <p>(3) (省 略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

市議案第 83 号

豊中市火災予防条例の一部を改正する条例の設定
について

豊中市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように設定
するものとする。

令和 5 年（2023 年）9 月 5 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

対象火気設備等の位置，構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い，蓄電池設備の範囲を見直し，位置，構造及び管理の基準を改正するとともに，その他所要の規定を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市火災予防条例の一部を改正する条例

豊中市火災予防条例（昭和37年豊中市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>(3)の2 <u>キュービクル式のもの</u>にあつては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3～(10) (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p>	<p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>(3)の2 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3～(10) (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>(4) <u>雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</u></p> <p>(5)～(19) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(蓄電池設備)</p> <p>第13条 <u>屋内に設ける蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。）の電槽は、耐酸性の床上又は台上に転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床又は台にあっては、耐酸性としないことができる。</u></p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 <u>屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。</u></p> <p>4 <u>前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号、同条第2項並びに第1項の規定を準用する。</u></p>	<p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>(4) <u>その^{きょうたい}筐体は雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</u></p> <p>(5)～(19) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(蓄電池設備)</p> <p>第13条 <u>蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあっては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。</u></p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 <u>第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</u></p> <p>4 <u>第1項及び前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第11条の2第1項第4号の規定を準用する。</u></p>

(現 行)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(12) (省 略)

(13) 蓄電池設備

(14)・(15) (省 略)

別表第3

種類		離隔距離 (cm)				
		入力	上方	側方	前方	後方
(省 略)						
厨 房 設 備	気 体 燃 料	(省 略)				
	不 燃 燃 料	開放式	(省 略)			
		据置型 レンジ	(省 略)			
上記に分類されないもの		(省 略)				
(省 略)						

(改 正 後)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(12) (省 略)

(13) 蓄電池設備 (蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)

(14)・(15) (省 略)

別表第3

種類		離隔距離 (cm)						
		入力	上方	側方	前方	後方		
(省 略)								
厨 房 設 備	気 体 燃 料	(省 略)						
	不 燃 燃 料	開放式	(省 略)					
		据置型 レンジ	(省 略)					
	固 体 燃 料	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50
	不 燃 料	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30
上記に分類されないもの		(省 略)						
(省 略)								

(現 行)	(改 正 後)
備考 (省 略)	備考 (省 略)

附 則

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の豊中市火災予防条例(以下「新条例」という。)第13条第1項に規定する蓄電池設備(附則第四項に掲げるものを除く。)(以下この項において「燃料電池発電設備等」という。)又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2(新条例第8条の3第1項及び第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。)の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備(次項に掲げるものを除く。)のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。